



平成 26 年 3 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ウエスコホールディングス
代表者名 代表取締役社長 山 地 弘
(コード番号：6091 東京市場第2部)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 大 倉 一 夫
TEL 086-254-6111 (代表)

訴訟の判決に関するお知らせ

相楽東部広域連合（旧相楽郡東部じんかい処理組合）より当社の完全子会社である株式会社ウエスコおよび施工者に対して提起されていた損害賠償請求訴訟について、京都地方裁判所より判決が言い渡され、本日、判決内容を確認しましたので下記のとおりお知らせします。

記

1. 訴訟の提起から判決に至るまでの経緯

株式会社ウエスコが平成4年より調査・設計・施工管理を行い、平成11年に京都府相楽郡和東町に建設された「相楽東部クリーンセンター」において、地すべりにより擁壁等に亀裂などが生じ、擁壁崩落の危険性が高まったので修復工事が行われました。

本訴訟は、原告相楽東部広域連合が被告株式会社ウエスコおよび施工者に対し提起したものであり、修復工事に至った要因は設計者および施工者の契約違反ないし不法行為にあるとして、両被告に対し、連帯して修復に要した費用または要する費用等の支払いを求められたものであります。

2. 当該訴訟の提起があった年月日

平成 19 年 2 月 22 日

3. 判決のあった裁判所および年月日

裁判所 京都地方裁判所

年月日 平成26年 3 月28日

4. 当該訴訟を提起したもの（原告）

名 称 相楽東部広域連合（旧相楽郡東部じんかい処理組合）

所在地 京都府相楽郡和東町大字中小字平田23番地の1

5. 当該判決の内容

- 1 被告らは原告に対し、連帯して5億4873万2524円およびこれに対する平成9年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。

3 この判決第1項は、仮に執行することができる。

6. 今後の見通し

本件における今後の対応につきましては、判決の内容を精査し、顧問弁護士と協議のうえ決定いたします。なお、本判決が当社の業績に与える影響は現時点では未確定ですが、今後、開示すべき事項が発生次第、速やかにお知らせいたします。

以 上